

第2章 個人市民税・県民税

1 個人市民税・県民税とは？

詳しくはこちらへ



個人市民税・県民税とは、個人の所得等に対してかかる地方税です。

納める人（納税義務者）

- ・市内に住所のある人：**均等割＋所得割**
- ・市内に住所はないが事務所・事業所又は家屋敷（貸家の場合は該当しません）のある人：**均等割**

※ 市内に住所や事務所等があるかどうかは、その年の1月1日（賦課期日）現在の状況で判断されます。

課税されない人

●均等割も所得割もかからない人

- ・その年の1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者(18歳未満)、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人（給与収入では、2,043,999円以下の方が対象になります）
- ・前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

35万円×家族数(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋31万円

- ② 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合

45万円

●所得割がかからない人

- ・前年中の総所得金額等の合計が次の計算式で求めた金額以下の人

- ① 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

35万円×家族数(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋42万円

- ② 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合

45万円

※ 扶養親族数には年少扶養親族の数も含まれます。

2 税額・税率について

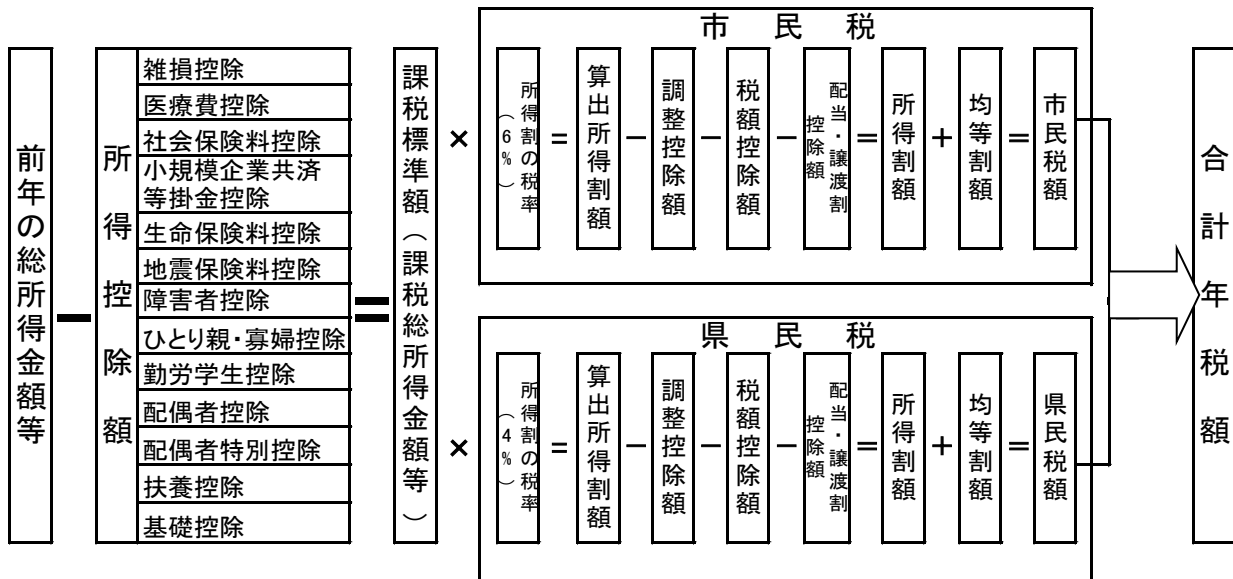
詳しくはこちらへ



税額の計算方法

個人市民税・県民税の税額は均等割と所得割との合計です。

個人市民税・県民税は前年の1月から12月までの所得（所得＝収入金額－必要経費等）を基礎として、次の方式により計算したものです。



●均等割額

市民税率（税額）		県民税率（税額）	
令和5年度まで	年額 3,500 円	令和5年度まで	年額 1,500 円
令和6年度以降	年額 3,000 円	令和6年度以降	年額 1,000 円

※ 令和6年度からは国税の森林環境税が賦課徴収(P26 参照)

●所得割額(以下の算式により、個人市民税と個人県民税を算出)

課税標準額(所得金額－所得控除額) × 税率(注1) － 調整控除額－税額控除額
 － 配当割・株式等譲渡所得割控除額

(注1)

市民税率	県民税率
6%	4%

※ 課税所得金額は 1,000 円未満の端数切り捨て

※ 所得割額は市民税・県民税でそれぞれ 100 円未満の端数切り捨て

所得の計算

	所得の種類		所得金額の計算方法
総合課税の所得	利子所得	公社債、預貯金等の利子など	収入金額＝所得金額
	配当所得	株式の配当、出資の分配など	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費
	事業所得	農漁業、卸売小売業者などの事業から生じる所得	収入金額－必要経費
	給与所得	サラリーマンの給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (P11 参照)
	譲渡所得	ゴルフ会員権などの資産を売った場合の所得	収入金額－資産の取得費及び譲渡費用－特別控除額
	一時所得	懸賞当選金品、生命保険などの一時金及び損害保険などの満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額
	雑所得	公的年金など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 (P11 参照) ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費
分離課税の所得	土地・建物等の譲渡所得	土地・建物などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得費及び譲渡費用－特別控除額
	株式等に係る譲渡所得等	株式の譲渡に係る事業所得 配当所得	収入金額－必要経費 (所得費＋委託手数料等) 収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
	先物取引に係る雑所得	商品先物、有価証券先物取引による所得	収入金額－必要経費
	山林所得	山林を売った場合の所得	収入金額－必要経費－特別控除額
	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2

※ 総合長期譲渡所得及び一時所得については、総所得金額に算入するのはそれぞれ 1/2 後の金額です。

給与所得控除と公的年金等控除

給与所得の金額＝給与収入金額－給与所得控除額

給与収入については必要経費にかわるものとして、給与所得控除額が認められます。給与所得の金額は下表により求められます。

給与収入金額 (A)	給与所得の金額
1 円～550, 999 円	0 円
551, 000 円～1, 618, 999 円	(A) - 550, 000 円
1, 619, 000 円～1, 619, 999 円	1, 069, 000 円
1, 620, 000 円～1, 621, 999 円	1, 070, 000 円
1, 622, 000 円～1, 623, 999 円	1, 072, 000 円
1, 624, 000 円～1, 627, 999 円	1, 074, 000 円
1, 628, 000 円～1, 799, 999 円	(A) / 4000 (小数点以下切捨) × 4000 × 60% + 100, 000 円
1, 800, 000 円～3, 599, 999 円	(A) / 4000 (小数点以下切捨) × 4000 × 70% - 80, 000 円
3, 600, 000 円～6, 599, 999 円	(A) / 4 (小数点以下切捨) × 4000 × 80% - 440, 000 円
6, 600, 000 円～8, 499, 999 円	(A) × 90% - 1, 100, 000 円
8, 500, 000 円以上	(A) - 1, 950, 000 円

公的年金所得（雑所得）の金額＝公的年金等収入－公的年金等控除額

公的年金等収入についても給与収入同様、公的年金等控除額が認められ、下表により求められます。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1, 000 万円以下

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額 (B)	雑所得（公的年金等）の金額
65 歳以上 (1958 年 1 月 1 日以前生まれ)	1 円～1, 100, 000 円	0 円
	1, 100, 001 円～3, 299, 999 円	(B) - 1, 100, 000 円
	3, 300, 000 円～4, 099, 999 円	(B) × 0. 75 - 275, 000 円
	4, 100, 000 円～7, 699, 999 円	(B) × 0. 85 - 685, 000 円
	7, 700, 000 円～9, 999, 999 円	(B) × 0. 95 - 1, 455, 000 円
	10, 000, 000 円以上	(B) - 1, 955, 000 円
65 歳未満 (1958 年 1 月 2 日以降生まれ)	1 円～600, 000 円	0 円
	600, 001 円～1, 299, 999 円	(B) - 600, 000 円
	1, 300, 000 円～4, 099, 999 円	(B) × 0. 75 - 275, 000 円
	4, 100, 000 円～7, 699, 999 円	(B) × 0. 85 - 685, 000 円
	7, 700, 000 円～9, 999, 999 円	(B) × 0. 95 - 1, 455, 000 円
	10, 000, 000 円以上	(B) - 1, 955, 000 円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額 (B)	雑所得（公的年金等）の金額
65歳以上 (1958年1月1日以前生まれ)	1円～1,100,000円	(B) -1,000,000円
	1,100,001円～3,299,999円	(B) -1,000,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(B) ×0.75-175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) ×0.85-585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) ×0.95-1,355,000円
	10,000,000円以上	(B) -1,855,000円
65歳未満 (1958年1月2日以降生まれ)	1円～600,000円	(B) -500,000円
	600,001円～1,299,999円	(B) -500,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B) ×0.75-175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) ×0.85-585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) ×0.95-1,355,000円
	10,000,000円以上	(B) -1,855,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額 (B)	雑所得（公的年金等）の金額
65歳以上 (1958年1月1日以前生まれ)	1円～1,100,000円	(B) -900,000円
	1,100,001円～3,299,999円	(B) -900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(B) ×0.75-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) ×0.85-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) ×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	(B) -1,755,000円
65歳未満 (1958年1月2日以降生まれ)	1円～600,000円	(B) -400,000円
	600,001円～1,299,999円	(B) -400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B) ×0.75-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B) ×0.85-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B) ×0.95-1,255,000円
	10,000,000円以上	(B) -1,755,000円

所得控除とは

納税義務者に扶養親族や、病気や災害などによる出費などの個人的な事情を税負担のうえで考慮するために所得金額から控除するもので、次のものがあります。

種類	要件と控除額																				
雑損控除	<p>災害などにより資産について損失を受けた場合 次の①と②のいずれか多い方の金額</p> <p>① (損害金額－保険等による補てん額)－総所得金額等の10% ② 災害関連支出の金額－5万円</p>																				
医療費控除 (※限度額は200万円)	<p>医療費を支払った場合 (支払った医療費－保険などによる補てん額)－総所得金額等の5%、または10万円のいずれか少ない金額 (※限度額は200万円)</p>																				
社会保険料控除	<p>社会保険料(国民健康保険、国民年金の掛金など)を支払った場合 支払った金額</p>																				
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済制度等に基づく掛金、iDeCo(イデコ)などを支払った場合 支払った金額</p>																				
生命保険料控除	<p>新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について保険料を支払った場合(控除限度額70,000円)</p> <p>① 2012年1月1日以後の契約 (新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～12,000円</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 2011年12月31日以前の契約 (旧生命保険料、旧個人年金保険料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～15,000円</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ①と②両方の契約がある(生命保険料、個人年金保険料) 生命保険料と個人年金保険料において、それぞれ新契約のみ、旧契約のみ、新契約と旧契約の合算(限度額28,000円)で控除額を算出し、その中で最も大きい額が控除額となる。</p>	支払保険料	控除額	～12,000円	支払保険料全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円～	28,000円(限度額)	支払保険料	控除額	～15,000円	支払保険料全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円～	35,000円(限度額)
支払保険料	控除額																				
～12,000円	支払保険料全額																				
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円																				
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円																				
56,001円～	28,000円(限度額)																				
支払保険料	控除額																				
～15,000円	支払保険料全額																				
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円																				
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円																				
70,001円～	35,000円(限度額)																				

種類	要件と控除額																		
地震保険料 控除	<p>居住用家屋や家財などを保険や共済の目的とする損害保険契約で、かつ、地震、噴火又は津波などを原因とする損害に対する保険金が支払われる損害保険契約の保険料や掛金を支払った場合</p> <p>※ 2008年度より損害保険料控除が廃止されましたが、経過措置として、2006年末迄に加入した長期損害保険で満期返戻金があるものについては、従前の損害保険料控除が適用されます。（なお、1つの控除証明書に2種以上の保険があるものについては、地震もしくは旧長期損害保険のいずれかを選択して控除額を算出する場合がありますので、控除証明書の「ご注意」の欄をご参照ください。）</p> <p>地震損害保険料： 損害保険契約などに係る地震等損害部分の保険料を払ったもの</p> <p>旧長期損害保険料： 保険期間又は共済期間が10年以上で満期返戻金のあるもの</p> <table border="1" data-bbox="354 663 1390 972"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料だけの場合</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料だけの場合</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50,000円以下</td> <td rowspan="2">支払保険料×1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超～15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地震と旧長期の両方ある場合、上表で算出した金額の合計額（限度額は25,000円）</p>	地震保険料だけの場合		旧長期損害保険料だけの場合		支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料全額	5,000円超～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	50,000円超	25,000円	15,000円超	10,000円
地震保険料だけの場合		旧長期損害保険料だけの場合																	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額																
50,000円以下	支払保険料×1/2	5,000円以下	支払保険料全額																
		5,000円超～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																
50,000円超	25,000円	15,000円超	10,000円																
障害者控除	<p>本人、同一生計配偶者、又は扶養親族が障害者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26万円 ・ 特別障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30万円 ・ 同居特別障害者加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23万円 <p>※ 市内に居住する65歳以上で、障害者手帳をお持ちでない方でも、身体の障害により日常生活に支障のある方、及びその方を扶養されている方は、確定申告で障害者控除の対象となる場合があります。控除を受けるには、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。詳しくは、高齢者福祉課（☎047-436-2352）へお問い合わせ下さい。</p>																		

種類	要件と控除額																																												
寡婦・ひとり親控除	<p>配偶者と死別・離婚又は配偶者の生死不明な人で扶養親族又は扶養親族である子を有している、又は配偶者の生死の不明な人で、合計所得金額が500万円以下の場合 ・ ・ ・ひとり親控除 30万円 / 寡婦控除 26万円</p>																																												
	本人が女性の場合																																												
	配偶関係		死別		離別		未婚																																						
	本人合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																					
扶養親族	有	子	ひとり親	—	ひとり親	—	ひとり親	—																																					
		子以外	寡婦	—	寡婦	—	—	—																																					
	無	寡婦	—	—	—	—	—																																						
本人が男性の場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">配偶関係</th> <th colspan="2">死別</th> <th colspan="2">離別</th> <th colspan="2">未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">本人合計所得</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">扶養親族</td> <td rowspan="2">有</td> <td>子</td> <td>ひとり親</td> <td>—</td> <td>ひとり親</td> <td>—</td> <td>ひとり親</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								配偶関係		死別		離別		未婚		本人合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族	有	子	ひとり親	—	ひとり親	—	ひとり親	子以外	—	—	—	—	—	無	—	—	—	—	—	—
配偶関係		死別		離別		未婚																																							
本人合計所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																						
扶養親族	有	子	ひとり親	—	ひとり親	—	ひとり親																																						
		子以外	—	—	—	—	—																																						
	無	—	—	—	—	—	—																																						
<p>※寡婦・ひとり親の扶養親族は、総所得金額が48万円以下の者で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人 ※住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外</p>																																													
勤労学生控除	本人が学生又は生徒で、合計所得金額が75万円(給与収入で1,300,000円)以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 26万円																																												
配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は専従者を除く)を有する場合																																												
					納税義務者の合計所得金額																																								
					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
	配偶者の合計所得金額 48万円以下		330,000円	220,000円	110,000円																																								
老人控除対象配偶者 (1953年1月1日以前生まれ)		380,000円	260,000円	130,000円																																									
※合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者は、配偶者控除の適用を受けることはできません。																																													

配偶者特別 控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が、合計所得金額が48万円超、133万円以下の生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は専従者を除く）を有する場合					
	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
	480,001～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円		
	1,000,001～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円		
	1,050,001～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円		
	1,100,001～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円		
	1,150,001～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円		
	1,200,001～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円		
	1,250,001～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円		
	1,300,001～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円		
1,330,000円超	0円	0円	0円			
※合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。						
扶養控除	生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の場合 (他の納税義務者の扶養親族又は専従者を除く)					
	・年少扶養親族(16歳未満・2007年1月2日以降生まれ)・・・0円					
	・一般扶養親族・・・・・・・・・・33万円					
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 16歳以上19歳未満・2004年1月2日～2007年1月1日生まれ 23歳以上70歳未満・1953年1月2日～2000年1月1日生まれ </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table>				16歳以上19歳未満・2004年1月2日～2007年1月1日生まれ 23歳以上70歳未満・1953年1月2日～2000年1月1日生まれ	}
	16歳以上19歳未満・2004年1月2日～2007年1月1日生まれ 23歳以上70歳未満・1953年1月2日～2000年1月1日生まれ	}				
	・特定扶養親族(19歳以上23歳未満・2000年1月2日～2004年1月1日生まれ)・・・45万円					
	・老人扶養親族(70歳以上・1953年1月1日以前生まれ)・・・38万円					
・老人扶養親族で同居している老親などの場合・・・・・・・・45万円						
基礎控除	・2,400万円以下の納税義務者・・・・・・・・43万円					
	・2,400万円超2,450万円以下の納税義務者・・・・・・・・29万円					
	・2,450万円超2,500万円以下の納税義務者・・・・・・・・15万円					
	・2,500万円超の納税義務者・・・・・・・・0円					

3 申告と納税の方法

詳しくはこちらへ



●申告

1月1日現在で市内に住所がある人は、次に該当する場合を除き、毎年2月16日から3月15日までに市役所へ所得等の申告をしなければなりません。

申告する必要のない人

- ・前年中に所得のなかった人で、船橋市内の人の扶養となっている人
- ・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
- ・所得税の確定申告をした人
- ・収入が公的年金のみで、各種保険料や医療費、障害者等の控除を受けない人

●納税の方法

個人市民税・県民税の納税方法には、普通徴収と給与又は公的年金からの特別徴収があります。

① 個人で納付する場合（普通徴収）

市役所が送付する税額決定・納税通知書により納税者に対し税額等が通知されます。納期は年4回に分かれています（P80参照）。

納付方法についてはP46を参照してください。

② 給与から天引きにより会社が納付する場合（給与からの特別徴収）

給与の支払者が市役所からの通知に基づき、6月から翌年5月までの年12回にわたって毎月の給与から税金を差引いています。

給与の支払者は、毎月差引いた税金をみなさんのお住まいになっている市町村ごとにまとめて納めます。

退職などにより給与の支払を受けなくなった場合は、次の場合を除き、残りの税額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

(ア)退職金等から一括して天引きされる場合

(イ)新しい会社に再就職し、その会社が引続き特別徴収する場合

③ 公的年金から天引きにより納付する場合（公的年金からの特別徴収）

公的年金等以外の所得に対する個人市民税・県民税については、納付書・口座振替により個人で納税していただくか、給与からの天引きにより納めていただくこととなります。

前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、令和5年（2023年）4月1日に65歳の方、又は前年度に公的年金から特別徴収されていたが、税額変更等により天引きできなくなった方は、以下のスケジュールで公的年金から特別徴収が開始、もしくは再開されます。

例① 公的年金等に係る年税額が12,000円の場合

納税方法	普通徴収（個人で納付）		特別徴収（年金から天引き）		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左
	例) 3,000円	例) 3,000円	例) 2,000円	例) 2,000円	例) 2,000円

65歳以上の年金所得者で、令和4年10月に公的年金より個人市民税・県民税が天引きになっていた方は、以下のスケジュールで引き続き公的年金から特別徴収になります。

例② 公的年金等に係る年税額が前年度12,000円、今年度15,000円の場合

納税方法	特別徴収（公的年金から天引き）					
	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年度の個人市民税・県民税年税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	同左	同左
	例) 2,000円	例) 2,000円	例) 2,000円	例) 3,000円	例) 3,000円	例) 3,000円

※年度前半（4月・6月・8月）においては、前年度の個人市民税・県民税年税額×1/6した額を仮徴収します。

4 個人市民税・県民税と所得税の違い

詳しくは
こちらへ



●課税される所得と課税主体

個人市民税・県民税は前年の所得に対して1月1日に住民登録のある市区町村・都道府県により課税されますが、所得税はその年の所得に対して国により課税されます。

●賦課課税と申告納税

個人市民税・県民税は、個人市民税・県民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課課税ですが、所得税は、納税者が自分で税額を計算して納める申告納税になります。給与所得者(年間給与収入2,000万円以下)は、給与支払者が年末調整を行い、所得税額を計算し納税します。

●均等割の有無

所得税には、個人市民税・県民税の均等割にあたるものではありません。

●税率の違い

① 個人市民税(所得割)

6%の比例税率

② 個人県民税(所得割)

4%の比例税率

③ 所得税

5%・10%・20%・23%・33%・40%・45%の7段階の超過累進税率

(平成27年分(2015年分)所得以降)

比例税率とは、所得の多寡にかかわらず一定の率で定められた税率です。

超過累進税率とは、一定額の所得に対して定められた税率を乗じて得た額とその一定額を超えた所得部分については、高い税率を乗じて得た額を加えるものです。

●所得控除の違い

所得税と個人市民税・県民税では、生命保険料控除や地震保険料控除など、所得控除が異なるものがあります。詳しくはページ上部の二次元コードより、船橋市HP

(<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/007/003/p000874.html>) をご覧ください。

5 個人市民税・県民税Q & A

年金生活者ですが、申告は必要ですか？

Q 私は年金収入だけで、その他に所得はありません。収入のない妻との二人暮らしですが、個人市民税・県民税の申告はしなければならないのでしょうか。

A 公的年金等収入については、日本年金機構などの支払者から提出される支払報告書に基づき課税をするため、申告の必要はありません。ただし、各種の所得控除を受けるためには申告が必要になります。

また、障害年金・遺族年金しか受けとっていない方や、全く収入がない方は、国民健康保険の保険料の算出や、各種手当等を受けるために申告が必要となることがありますので、申告が必要かわからない場合は市民税課へご確認ください。なお、前年の申告状況から必要と思われる方については申告書を1月下旬にお送りしていますので、ご協力お願いいたします。

海外へ転出しますが、個人市民税・県民税を納める必要がありますか？

Q 私は、令和5年(2023年)4月1日にA国へ転出します。その際の個人市民税・県民税の支払いは、どのようになるのでしょうか。

A 個人市民税・県民税は、令和4年(2022年中)の収入に対し、令和5年度(2023年度)に課税となるため、令和5年度(2023年度)分は全額納めていただく必要があります。転出される前に、市民税課へご連絡いただき、納税管理人の申告をお願いします。可能であれば市内在住の方を納税管理人に指定していただき、納税管理人申告書の提出をお願いします。

なお、市外の方を納税管理人に指定される場合には、納税管理人承認申請書の提出が必要となります。

また、令和6年1月1日時点で国内での住民登録がない場合は、令和5年(2023年中)の収入に対しての個人市民税・県民税は課税されません。

※固定資産税など、他の税目についても同様に手続きが必要です。

パートで働いています。個人市民税・県民税、所得税はかかりますか？

Q 私は主婦でパート収入が103万円ありますが、個人市民税・県民税、所得税はかかりますか。また、夫の配偶者控除、配偶者特別控除は受けられるでしょうか。

A 所得税はかかりませんが、個人市民税・県民税は年間収入で100万円を超えるとかかります。なお、非課税限度額は扶養の人数によって異なります。

(給与所得の場合) 前年の所得金額	主婦自身に税金がかかるかどうか		主婦が配偶者控除の対象となるかどうか	主婦が配偶者特別控除の対象となるかどうか	
	市民税・県民税	所得税		市民税・県民税	所得税
45万円以下 (年収100万円以下)	かからない	かからない	なる	ならない	ならない
45万円を超え48万円以下 (年収100万円を超え103万円以下)	かかる	かからない	なる	ならない	ならない
48万円を超え133万円未満 (年収103万円を超え201万6千円未満)	かかる	かかる (所得控除額によってはかからない)	ならない	なる	なる
133万円以上(年収201万6千円以上)	かかる	かかる (所得控除額によってはかからない)	ならない	ならない	ならない

*夫の合計所得金額が1,000万円を超える場合、妻の合計所得金額にかかわらず、配偶者控除、配偶者特別控除は受けられません。

他市へ引越しました。個人市民税・県民税はどの市へ納めるのですか？

Q 私は、令和5年(2023年)1月20日船橋市からB市へ引っ越しました。令和5年度分(2023年度分)個人市民税・県民税はどの市へ納税することになるのでしょうか。

A 個人市民税・県民税はその年度の1月1日に住民登録があった自治体で課税されるため、令和5年(2023年)1月1日にお住まいだった船橋市に納税していただくこととなります。

退職しましたが個人市民税・県民税の納税通知書が届きました。なぜ？

Q 私は、令和5年(2023年)7月末に都合により退職し、その後働いていません。ところが、先日、個人市民税・県民税の税額決定・納税通知書が送られてきました。退職するまで個人市民税・県民税は毎月給与から差し引かれていたのになぜでしょうか。

A 給与所得者の場合は、一年度分の個人市民税・県民税を6月から翌年5月までの12回にわたって、会社が毎月の給与から徴収し、納入することになっています。

しかし、7月末に退職されたため、8月以降分は給与から差し引けなくなりましたので、残りの税額について、税額決定・納税通知書を送付させていただきました。なお、退職するまでの1月から7月分までの給与所得に対する税額は、翌年6月に決定されます。

学生ですが税額は安くなりますか？

Q 私は、働きながら大学に通っています。

適用になる個人市民税・県民税の制度はありますか。

A 前年の給与収入額が130万円以下であれば、勤労学生控除として控除額に26万円を加えることができます。

個人市民税・県民税は均等割5,000円(令和6年度以降は個人市民税・県民税均等割4,000円+森林環境税1,000円)と、所得金額から所得控除の金額を差し引いた額に10%をかけた所得割額が課税されます。

なお、計算の結果、個人市民税・県民税均等割額のみが課税されることになった場合には、その均等割額を免除することができる可能性があります。学生証をお持ちのうえ、納期限日までに減免申請をしていただくこととなりますが、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

お問合せ先 市民税課 (☎047-436-2214)

医療費控除の申告方法

Q 医療費控除を受けるにはどうしたらいいですか。領収書の提出のみでいいですか。

A 医療費を支払った場合、(支払った医療費-保険などによる補てん額)-(総所得金額の5%、または10万円のいずれか少ない金額)を医療費控除額として、申告することにより適用となります。

平成29年度税制改正により、領収書の提出のみでは医療費控除の適用はできません。

「医療費控除の明細書」を作成し申告書提出の際に添付してください。

「医療費控除の明細書」は船橋市HPからダウンロードできるほか、市民税・県民税申告書に同封されている、「市民税・県民税申告の手引き」から切り離してお使いいただきます。なお、明細書の記入内容の確認のため、医療費などの領収書は5年間保存する必要があります。

医療費控除の対象になりますか？

Q1 令和4年(2022年)12月に入院した際の医療費が令和5年(2023年)1月に請求されたので、1月中に支払いました。令和5年度(2023年度)の医療費控除の申告の中に、この1月中に支払った医療費も加えていいですか。

A 令和5年度(2023年度)の医療費控除の対象になる医療費は、令和4年(2022年)1月1日から12月31日に実際支払った金額のみになります。

したがって、今回の医療費控除の対象にはなりません。来年度の医療費控除の対象になりますので、領収書を大切に保管してください。

Q2 おむつ代は医療費控除の対象になりますか。

A 傷病等により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりの状態にある場合、おむつ代を医療費控除に含めることができます。

ただし、医師がおむつの使用を必要と認めていることが条件になりますので、医師発行の「おむつ使用証明書」が必要になります。

証明書を添えて申告をしてください。

【そのほか医療費控除に該当するかお問い合わせの多い項目】

●医療費控除対象●

- ・交通費(電車、バス)

●医療費控除対象外●

- ・タクシー代(場合によっては控除対象)、駐車場代、ガソリン代

- ・マスク、消毒液
- ・予防接種代
- ・健康診断代（診断の結果、治療が必要となった場合は控除対象）

ふるさと納税の制度について

Q1 ふるさと納税の控除について教えてください。

A 総務大臣が指定する都道府県、市区町村への寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の額が所得税、個人市民税・県民税から控除されます。

ふるさと納税の計算式

- ① 所得税の税額軽減… (寄附金額-2,000円) × 所得税率※1
- ② 個人市民税・県民税の基本控除額… (寄附金額-2,000円) × 10%
- ③ 個人市民税・県民税の特例控除額… (寄附金額-2,000円) × (90%-所得税率※)

→①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除する
(ただし、市民税・県民税所得割額の2割を上限)

寄附金額は総所得金額等の30%を限度とする。

また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、上記①の所得税における控除額に代えて以下の申告特例控除額が加算されます。

特例控除額 × 所得税率※1 ÷ (90%-所得税率※1)

計算例

年収700万の給与所得者（所得税率は20%）が、地方自治体に3万円の寄附をした場合

← 寄附金額 →			
適用下 限度	① 所得税 所得控除による軽減	② 個人市民税・県民税 税額控除（基本分）	③ 個人市民税・県民税 税額控除（特例分）
2,000円	(30,000円-2,000円) × 20%※1 =5,600円	(30,000円-2,000円) × 10% =2,800円	(30,000円-2,000円) × (90%-20%)※1 =19,600円
← 所得税と合わせた控除額 →			

※1 所得税の税率は課税される所得金額により変動。平成 26 年度から令和 20 年度までは復興特別所得税を加算した率とする。

Q2 ワンストップ不適用通知が届きました。なぜですか。

A 以下に該当する場合は、ワンストップ特例が不適用となります。

- ① 確定申告、もしくは個人市民税・県民税申告をした場合
- ② 6 か所以上の総務大臣が指定する団体へ寄附をした場合
- ③ 1 月 1 日現在において、市内に住民登録がない場合
- ④ ワンストップ特例の申請締め切り（1 月 10 日必着）に間に合わなかった場合

※上記に該当した場合でも、所得税の確定申告を行うと所得税からの還付と翌年の個人市民税・県民税の控除が受けられます。

市民税・県民税額の試算

Q 令和 5 年度市民税・県民税額の試算をしたいのですが。

A 市公式ホームページ内に、令和 5 年度税額の試算ができるサイトへのリンクがあります。「個人住民税税額シミュレーション」は、税額の試算や市民税・県民税申告書の作成ができます。作成した申告書はご自身で印刷をして、郵送又は窓口にてご提出いただくことでスムーズに申告をすることができます。

↓「個人住民税税額シミュレーション」へはこちらからアクセス

市公式ホームページ

(<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/007/003/p073534.html>)



トップ>暮らし・手続き>税金・債権>個人市民税>税額の計算方法など>個人住民税税額シミュレーション（税額の試算・申告書作成）について

第3章 森林環境税・森林環境譲与税

1 森林環境税・森林環境譲与税

詳しくはこちらへ



令和6年度から森林環境税(国税)の賦課徴収が始まります。

森林環境税とは

森林環境税は、温室効果ガスの削減や森林整備等に必要な財源を確保するため、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされ、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

詳しくは、総務省ホームページまたは林野庁ホームページをご覧ください。

↓総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html)

↓林野庁ホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

令和6年度以降の市民税・県民税均等割及び森林環境税(国税)について

市民税・県民税の均等割は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度からの10年間にわたり臨時的に年間1,000円(市500円、県500円)が加算されていましたが、令和6年度からこの臨時的措置がなくなります。

なお、新たに森林環境税(国税)が導入され、市民税・県民税均等割と併せて徴収します。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	—	1,000円
市民税	市民税・県民税均等割	3,500円	3,000円
県民税		1,500円	1,000円
計		5,000円	5,000円

森林環境税が課税されない方（非課税基準）

- ・1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方

	合計所得金額
控除対象配偶者又は 扶養親族を有する場合	$35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 31 \text{ 万円}$
控除対象配偶者及び 扶養親族のいずれも有しない場合	45万円以下

森林環境譲与税の用途

森林環境譲与税は、森林環境及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市区町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

↓船橋市における森林環境譲与税の用途状況については、こちらをご覧ください。

(<https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/zaisei/005/p088835.html>)

第4章 法人市民税

1 法人市民税とは？

詳しくはこちらへ



納める人（納税義務者）

- ・市内に事務所、事業所がある法人：**均等割＋法人税割**
- ・市内に寮、宿泊所等のみがある法人：**均等割**
ただし、公益法人等（※）については、収益事業を行うかどうかによって課税か非課税か、また、納めるべき税額も異なってきます。

※ 公益法人等及び法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものなどについては最低税率を適用します。

●税額

法人市民税の税額は、均等割額と法人税割額の合計額です。

●均等割額

資本金等の額、市内の従業者数により次のように算出します。

法人等の区分	市内の従業者数	
	50人超	50人以下
資本金等の額が1,000万円以下の法人	(年額) 12万円	(年額) 5万円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	15万円	13万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	40万円	16万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	175万円	41万円
資本金等の額が50億円を超える法人	300万円	41万円

●法人税割額

法人税額（国税）×税率（税率は資本金等の額により異なります。）

法人等の区分	事業年度又は連結事業年度開始の日
資本金等の額が1億円を超える法人	8.4%
資本金等の額が1億円以下の法人	6.0%

（令和5年（2023年）4月1日現在）

※ 事務所、事業所等が複数の市町村にある場合には、従業者数であん分して計算します。

●納税の方法

それぞれの法人が、納めるべき税額を算出して各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告し、納付します（申告納付）。eLTAXを利用したオンラインでの納付が可能です。詳しくは地方税ポータルシステムのウェブサイト（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。